

# 新型コロナウイルス感染症対策関連のお知らせ

## 国民年金保険料の免除・猶予制度

失業や経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが困難な場合、本人の申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合、令和2年2月以降の保険料の納付が免除または猶予される臨時特例措置も設けられました。

【保険年金課】



### 保険料免除制度

所得に応じて「全額免除」や「一部免除（4分の1免除、半額免除、4分の3免除）」があります。ただし、追納しなければ、将来の年金支給額は少なくなります。

### 納付猶予制度

50歳未満で学生以外の人々の保険料が猶予されます。ただし、老齢基礎年金額には反映されません。

### 要件

- 免除制度  
本人のほか、配偶者や世帯主などの前年所得が定められた基準以下
- 猶予制度  
本人と配偶者の前年所得が基準以下

### 受付時期

令和2年度分の申請受付は7月1日以降

### 免除や猶予の申請ができる期間

申請年度の7月分から翌年6月分までです。なお、過去に未納期間がある場合の申請できる期間は、申請時点の2年1カ月前までです。

### 失業があった場合

離職票などで失業が確認できた場合、離職された人の所得は除外されます。ただし、失業を理由に所得が除外されるのは、失業があった年の翌々年の6月までです。

### 免除や猶予された保険料

10年以内なら、後から納付（追納）することができます。ただし、3年度目以降に追納する場合には、当時の保険料に一定の加算額が上乘せされます。

### 問い合わせ

保険年金課 国民年金係 ☎33-1272



## 介護保険料の減免手続き

災害や収入の著しい減少などの理由により、介護保険料を納めることが困難な第1号被保険者（65歳以上の人）には、申請により介護保険料を減免する制度があります。

【介護保険課】

### 減免の対象となる理由

- 災害により、住宅・家財またはその他の財産について著しい損害を受けた場合
- 主たる生計維持者の死亡・長期入院などにより、収入が著しく減少した場合
- 生計が著しく困難な場合
- 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡・重篤な傷病を負った場合、または事業収入などの著しい減少が見込まれる場合

### その他

左記の理由については、それぞれに該当するかどうかの基準があります。該当する理由があると思われる人はお問い合わせください。

### 申請先・問い合わせ

介護保険課 介護保険係 ☎33-1633

## 地方税の徴収猶予の特例

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、納期限までに市税の納付が困難になった人は、最長1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができるようになります。申請の際は担保も不要で、猶予期間中は延滞金もかかりません。

【税務課】



### 対象者

下記の条件を全て満たす納税義務者や特別徴収義務者（個人・法人の区分や、規模は問いません）。

- 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）において、事業などに係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること。
- 市税を一時的に納付・納入を行うことが困難であること。

### 申請書類

- 徴収猶予申請書
  - 財産収支に係る書類
  - 収入の減少がわかる書類
- ※申請書を記入の上、収入や預金などの財産状況がわかる資料を添付してもらいますが、提出が難しい場合はご相談ください。

### 申請時期

対象税目の納期限の1カ月前から納期限まで申請することができます。

### 対象税目

- 令和3年1月31日までに納期が到来する以下の税目
- 個人市県民税
  - 法人市民税
  - 固定資産税・都市計画税
  - 軽自動車税（車種別）
  - 国民健康保険税



### 問い合わせ

税務課 収納係 ☎33-6109

## 中小事業者の固定資産税などの軽減

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小事業者を対象に、固定資産税などの軽減や、特例の拡充などの措置が設けられました。

【税務課】



### 固定資産税・都市計画税の軽減

令和3年度の事業用家屋と償却資産の固定資産税・都市計画税を2分の1、もしくは全額を免除します。

#### ● 対象

令和2年2月～10月の任意の連続する3カ月間の売り上げが30%以上減少した中小事業者（認定経営革新等支援機関<sup>(\*)</sup>などで確認を受ける必要があります）

#### ● 申請期間

令和3年1月中

### 固定資産税の特例（固定ゼロ）の拡充・延長

現在、中小事業者が新たに投資した設備については、一定の条件を満たした場合、投資後3年間は固定資産税が免除される特例があります。この特例の適用対象に、事業用家屋と構築物を追加するとともに、適用期限を令和2年度から令和4年度まで延長します。

- 対象 認定経営革新等支援機関で事前確認された先端設備等導入計画の認定を受けた中小事業者

### 申し込み・問い合わせ

税務課 資産税係 ☎33-3706

※認定経営革新等支援機関とは、中小事業者が安心して経営相談などが受けられるように、専門知識や実務経験が一定レベル以上の者に対して、国が認定する公的な支援機関です。